



Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2016年5月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 対内直接投資政策の変更

保険年金業界への対内直接投資¹限度額の引上げおよび電子商取引業界に関する一部規定の明確化を図るため、インド政府は対内直接投資政策²を変更した。

変更の主要ポイントは以下のとおりである。

| No. | 業種・業態 | 主要な改正 |
|-----|--------------------|---|
| 1. | 保険 | 出資比率 49%以下について自動認可 (automatic route) 投資 ³ が認められた。(これまでは 26%以下が自動認可投資、26%超 49%以下の投資については政府承認が必要だった。)ただし、保険規制開発庁 ⁴ の承認・確認は、依然として必要とされる。 |
| 2. | 年金 | 出資比率 49%以下について自動認可投資が認められた。(これまでは 26%以下は自動認可投資、26%超 49%以下の投資については政府承認が必要だった。)ただし、年金基金規制開発機構 ⁵ への登録および 2013 年年金基金規制開発機構法に定めるコンプライアンス遵守は、依然として必要とされる。 |
| 3. | 電子商取引 ⁶ | <ul style="list-style-type: none">➢ マーケットプレイス型(つまり在庫を持たない)の電子商取引を行う企業への 100%までの自動認可投資が認められた。ただし、在庫を保有する(在庫型)電子商取引企業への対内直接投資は認められない➢ マーケットプレイス型の電子商取引を行う企業は、次を含む一定の条件を満 |

1 Foreign Direct Investment

2 インド商工省産業政策振興庁 (Department of Industrial Policy and Promotion, Ministry of Commerce and Industry) が 2016 年 3 月 23 日付で掲載した Press Note 1 および 2(2016 年シリーズ)ならびに 2016 年 3 月 29 日付で掲載した Press Note 3(2016 年シリーズ)を参照のこと(インド商工省産業政策振興庁ウェブサイト(英語))。

3 事後届出は必要だが事前の政府承認を必要としない制度

4 Insurance Regulatory and Development Authority

5 Pension Fund Regulatory and Development Authority

6 有限責任事業組合 (Limited Liability Partnership:「LLP」)は「電子商取引企業 (e-commerce entity)」とはみなされないため、電子商取引を行うための対内直接投資を LLP に行うことはできない。

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>たさなければならないことが明確化された⁷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出品者(販売者)に提供できるサービスは、倉庫、物流、注文履行、コールセンター、支払回収その他に関するサポートのみ ・ 在庫(つまりプラットフォーム上で販売する物品)を保有することはできない。保有した場合は在庫型企業とみなされる ・ 単一の出品者またはそのグループ企業の当該マーケットプレイスにおける売上が25%以下である ・ 販売後のアフターサービス、顧客への物品配送、顧客サービスおよび販売物品・サービスの保証については出品者が責任を持つ ・ 当該企業は出品される物品・サービスの価格に直接にも間接にも影響を及ぼしてはならず、公平な取引環境を維持する |
|--|--|---|

2. 直接税中央委員会⁸: エンジニアリング・調達・建設契約⁹および一括請負契約を実施するコンソーシアムが一定の条件を満たす場合は AOP¹⁰とみなされないことを明確化¹¹

大規模なインフラプロジェクト、特にエンジニアリング・調達・建設契約や一括請負プロジェクトを実施するために設立されるコンソーシアムの課税関係は、インド税務訴訟における争点の一つである。多くの場合、税務当局は、このようなコンソーシアム契約は Association of Persons (以下「AOP」)、つまり独立した課税事業体に該当するという立場を取っているため、コンソーシアムの各構成員が連帯責任を負っているにもかかわらず、その業務および責任の範囲が明確に区別されている場合の課税関係が問題となっていた。

「AOP」が何を意味するかは 1961 年所得税法では明確に定義されていない。税務訴訟を減らし、かつ、整合性の取れた方法でコンソーシアム契約訴訟に対応するため、直接税中央委員会は、コンソーシアム契約について以下の条件を規定し、これらの条件を満たすコンソーシアム契約は AOP として取り扱われないことを明確化した。

- 各構成員がそれぞれ、自身のリソースでその業務範囲の実施に責任を負い、当該業務範囲に係るリスクを負い、かつ、当該業務範囲に係る費用のみを負担する
- 各構成員は、それぞれの業務範囲に該当する契約の実施に基づき利益を稼得する、または損失を負う。ただし、請求の簡便化のみを目的とする契約総額の設定は可能である
- 業務に使用する人員および材料については各構成員がリスクを負い、管理支配を行う
- コンソーシアムの支配および経営の統合を行うことはできない。ただし、管理簡便化のための構成員間連携のみを目的とする経営統合は認められる

また、直接税中央委員会は、以下についても明確化した。

- 個々の事実関係に応じて、コンソーシアムが AOP ではないとする正当な理由がほかにもある可能性がある。その場合は当該事実関係も考慮して AOP 認定が行われる
- コンソーシアムのすべてまたは一部の構成員が関連企業である場合、本通達は適用されない。その場合、税務当局は、税法および判例に基づいて判断を下す

⁷ すべての条件は、プレスリリースを参照のこと

⁸ Central Board of Direct Taxes

⁹ Engineering, Procurement and Construction (英文の脚注 10)

¹⁰ Association of Persons (英文の脚注 11)

¹¹ Circular No. 7/2016 (2016 年 3 月 7 日付) (英文の脚注 9)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp

マネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

e mail: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。